

## こんな誘い文句は詐欺かも!? ～年末年始に増加する海産物の電話勧誘～

水産業者を名乗り、「以前購入された方に電話しています」、「日本の海産物が売れなくて困っています。助けてください」等と電話をかけ、価格に見合わない質の低い海産物を販売するトラブルが増えています。断ったのに一方的に海産物と請求書が送られてきたという事例もあります。

### 被害に遭わないために…

- 必要がなければきっぱりと断りましょう。
- 断ったのに商品が届いた場合は、代金を支払う義務はありません。心当たりがない場合は、受け取りを拒否しましょう。
- 注文した場合でも、電話勧誘であればフリーリング・オフ（一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度）ができることもあります。早急に消費生活センターにご相談ください。



### 問合せ先

**射水市消費生活センター（生活安全課内）**  
 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時  
 ☎52-17974

**富山県消費生活センター高岡支所**  
 （高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F）  
 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時  
 ☎25-12777

消費者ホットライン ☎1-800-



## 20歳になったら国民年金

20歳になったら国民年金に加入し保険料を納めることとなります。

国民年金は、年をとった時や、いざという時の生活を、みんなで支えようという制度です。ご自身が高齢になり、働けなくなった時だけでなく、病気や事故で障害が残った場合などに年金を受け取ることができます。

20歳になってからおおむね二週間以内に案内が送付されますので、納付方法などを確認してください（すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません）。

保険料を未納のままにしておくと、年金の給付を受けられない場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例」や「納付猶予」などの制度を利用して受けとる権利を確保しましょう。



### 学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の際に、学生証の写しまたは在学証明書が必要です。

### 納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### 問合せ先

**保険年金課** ☎51-6628  
**高岡年金事務所** ☎21-4180  
 （音声案内②番→②番）

### 出張年金相談

事前に予約をお願いします。

■ 場所：射水市本庁舎 1階104相談室  
 ■ 日時：1月16日（火）  
 午前10時～午後3時

■ 予約：高岡年金事務所  
 ☎21-4180  
 （音声案内①番→②番）

※基礎年金番号の分かるものや身分証をご持参ください。